【R4.10.13 改正】

東金市学童クラブでの新型コロナウイルス感染症対応

○感染等の状況と学童クラブの受入れ対応

<table>
<tr><th rowspan="3"></th><th colspan="2">感染等の状況</th><th colspan="4">学童クラブの受入れ対応</th></tr>
<tr><th rowspan="2">誰が</th><th rowspan="2">どうなった</th><th rowspan="2">どうする
（PCR検査や抗原検査を受ける（医師又は職場の指示、或いは任意による）場合を含む）</th><th colspan="3">PCR や抗原検査結果の判定
又は
PCRや抗原検査を受けるよう保健所から指示のない場合は健康状態</th></tr>
<tr><th colspan="2">検査結果</th><th>利用条件</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1</td><td rowspan="3">利用児童[注1]が</td><td>⑴感染判明（検査陽性（みなし陽性[注2]を含む））</td><td></td><td colspan="2"></td><td>A－⑴</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑵濃厚接触者となった
（保健所による特定[注3]、又は感染者と同居している）</td><td rowspan="2">自宅待機</td><td rowspan="2">利用
児童が</td><td>陽性
又は
発熱</td><td>A－⑴</td></tr>
<tr><td>陰性
又は
無症状</td><td>B</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2</td><td rowspan="3">利用児童の
同居家族が</td><td>⑴感染判明（検査陽性（みなし陽性[注2]を含む））</td><td></td><td colspan="2"></td><td>1－⑵へ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑵濃厚接触者に特定又は濃厚接触者の要件[注3]に該当した</td><td rowspan="2">自宅待機</td><td rowspan="2">濃厚接触者に
特定された
同居家族が</td><td>陽性</td><td>1－⑵へ</td></tr>
<tr><td>陰性</td><td>C</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">利用児童や同居家族が接触した人に、感染が判明した</td><td colspan="3">1や2に該当しない場合のみ</td><td>C</td></tr>
<tr><td rowspan="3">4</td><td colspan="2" rowspan="3">小学校内で感染者が確認され、休校等が行われた</td><td>休校</td><td colspan="3">学童クラブも臨時休所</td></tr>
<tr><td>学年閉鎖</td><td colspan="3" rowspan="2">出席停止となった学年又は学級に通う児童は、利用できません。また、学年又は学級閉鎖になった児童の同居児童についても、ご家庭で保育できる場合は、利用自粛のご協力をお願いします。</td></tr>
<tr><td>学級閉鎖</td></tr>
<tr><td>5</td><td colspan="2">上記以外の場合</td><td colspan="4">利用児童の家族の職場や学校等の状況により対応</td></tr>
</table>

注１　学童クラブの職員も、利用児童と同様の取扱いとなります。
注２　みなし陽性とは、感染者（陽性者）の同居家族など濃厚接触者が発熱した場合（有症状）に、ＰＣＲ検査をせず医師の診断により陽性とすることをいいます。
注３　適切な感染防護なしに患者を診察、看護若しくは介護していた、感染者の体液等に直接触れた可能性が高い、１メートル以内（目安）で、必要な感染予防策なしで１５分以上の接触があった（個々の状況により総合的に判断されます。）など。

○学童クラブの利用条件等

<table>
<tr><th>対応</th><th colspan="2">措置の対象</th><th>学童クラブの利用条件や対応</th></tr>
<tr><td rowspan="3">A</td><td colspan="2">⑴利用児童</td><td>利用停止（療養終了・退院基準※を満たすまで。同居の児童も同じ。）
※有症状患者…発症日の翌日から７日間（かつ症状軽快後２４時間経過）
無症状患者…検体採取日の翌日から７日間</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑵</td><td>接触児童
（⑴の関係者）</td><td>濃厚接触者の特定結果で、
①　濃厚接触者に特定された児童……１－⑵へ
②　それ以外の児童……利用可能</td></tr>
<tr><td>学童クラブ
（⑴の児童が施設を利用していたとき）</td><td>開所を継続します。
感染者が感染可能期間（発症日又は検体採取日の２日前から陽性判明日まで）に学童クラブを利用していた場合、関係者に感染者が発生した旨の情報を保護者等に公表します。</td></tr>
<tr><td>B</td><td colspan="2">利用児童</td><td>利用停止（健康観察期間[注]）
※健康観察期間……陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）又は陽性者の発症によりマスク着用、消毒など住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方の翌日から５日間。
ただし、６日目からは利用再開可能ですが、７日間が経過するまでは健康状態の一層の確認やマスクを着用するなどの感染対策をしていただきます。</td></tr>
<tr><td>C</td><td colspan="2">利用児童</td><td>①　次の場合は、学童クラブの利用を控えてください。
ア　利用児童や同居家族に発熱や風邪症状等のある場合。
イ　利用児童が発熱した場合は、解熱後２４時間以上経過し、風邪症状等の体調不良が改善するまで。
②　健康観察期間中（自宅待機）の方や、風邪症状等のある方による送迎は控えてください。</td></tr>
</table>

注　保健所からこの表と異なる指示が出た場合は、保健所の指示に従ってください。